

秋田県告示第274号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定に基づき、登録販売者試験を次により実施する。

平成29年5月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成29年8月30日（水） 午前10時30分から午後4時まで

(2) 場所

郵便番号 010-8502 秋田市手形学園町1番1号 国立大学法人秋田大学 一般教育2号館

（収容人数等の都合により、上記以外の場所で試験を実施することもあるが、その場合は別途連絡する。）

2 試験項目

(1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

(2) 人体の働きと医薬品

(3) 主な医薬品とその作用

(4) 薬事に関する法規と制度

(5) 医薬品の適正使用と安全対策

3 試験方法

筆記試験とし、マークシート方式とする。

4 受験申込みに必要な書類

(1) 登録販売者試験受験申請書 2部

(2) 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載のあるもの） 1部

(3) 写真（出願6か月以内に撮影した横3.5cm、縦4.5cm上半身・無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 1枚

※ 平成28年度秋田県登録販売者試験の受験者は、本籍に変更がない場合に限り、平成28年度秋田県登録販売者試験受験票を提出することにより、戸籍抄本又は住民票を省略することができる。

5 受験申請手数料

(1) 額

17,600円

(2) 納付方法

受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

6 受験申請書の受付期間及び場所等

(1) 受付期間

平成29年5月30日（火）から同年7月4日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。（日曜日及び土曜日を除く。）郵送による場合は、同日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

(2) 受付場所

住所地を所管する地域振興局福祉環境部（県保健所）とする。なお、秋田市の居住者は秋田市保健所とする。

秋田県外に住所地を有する者で、郵送により申請する場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課宛に書留郵便をもって送付すること。

(3) 受験票の送付

出願者に対しては、受験番号及び受験心得等を記載した受験票を送付する。平成29年8月4日（金）までに受験票が到着しない場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課に問い合わせること。

7 合格発表

平成29年10月2日（月）午前9時に秋田県庁及び各保健所の掲示板に、受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

8 受験申請書等の入手方法

(1) 最寄りの保健所

(2) 秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)

(3) 郵送による請求

秋田県外に住所地を有する者で、(1)又は(2)の方法により難しい場合は、郵送により秋田県健康福祉部医務薬事課宛（郵便番号 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号）に「登録販売者試験受験申請書請求」と記載して請求することができる。この際、請求者の氏名、住所及び郵送に必要な切手（参考：1部郵送の場合、定形郵便

は92円分、定形外郵便は120円分が必要) を貼った返信用封筒を同封すること。

9 試験についての問合せ先

秋田県健康福祉部医務薬事課 秋田市山王四丁目1番1号 電話018-860-1407

10 受験申請書等についての問合せ先

名称	所在地	電話
大館保健所	大館市十二所字平内新田237番地1	0186-52-3952
北秋田保健所	北秋田市鷹巣字東中岱76番地1	0186-62-1166
能代保健所	能代市御指南町1番10号	0185-52-4333
秋田中央保健所	潟上市昭和乱橋字古開172番1	018-855-5170
秋田市保健所	秋田市八橋南一丁目8番3号	018-883-1170
由利本荘保健所	由利本荘市字水林408番地	0184-22-4122
大仙保健所	大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3404
横手保健所	横手市旭川一丁目3番46号	0182-32-4006
湯沢保健所	湯沢市千石町二丁目1番10号	0183-73-6155

11 試験結果の開示

試験の結果については、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証又は旅券等）を持参し、午前9時から午後5時までの間に次の表の開示場所に直接請求すること。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

開示請求できる人	開示内容	開示受付期間	開示場所
受験者	各試験項目の得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	秋田県庁2階 医務薬事課内

なお、上記期間経過後は、秋田県個人情報保護条例第15条第1項の規定により、文書により開示の請求をすること。